



食品安全をめぐる国際潮流

宮城島 一明
FAO/WHO 合同食品規格事業
(ローマ事務局)

構成

1. 食品安全にかかわる国際的活動
2. 各国政府の責務と活動
3. 各国政府の国際的活動への関与

2000年沖縄サミットG8コミュニケ

- 各国の効果的な食品安全システムの維持及びシステムに対する国民の信頼は、公共政策において決定的に重要である。我々は、食品の安全性に関する問題、食品に伴う潜在的リスク、バイオテクノロジーの発展の加速度的な進行並びに食品及び農産物の国境を越えた移動の増加に関する国民の認識の高まりにシステムが対応し得るようにするための継続的な努力にコミットしている。
- 科学及びルールに基づいたアプローチへのコミットメントは、引き続きこのような努力の基礎をなす基本原則である。現在国際的なフォーラムにおいて進められている、そのようなアプローチを開発し精緻化するための作業を加速する必要がある。特に、我々は、食品の安全性の分野における基準を策定する主要な機関であるコーデックス食品規格委員会(CAC)の作業を大いに重視し、同委員会のバイオテクノロジー応用食品特別部会に対し、2003年にその任務を完了する前に内容のある中間報告を作成するよう奨励する。我々は、また、入手可能な科学的情報が不完全であったり矛盾したりしている状況において、いかにして食品の安全性についての予防措置が適用されるべきかに関するより幅広い世界的な合意を得るための、CACの一般原則部会による努力を支持する。

2000年沖縄サミットG8コミュニケ

- 健康の保護を促進し、貿易を円滑化し、バイオテクノロジーの健全な発達を確保し、消費者の信頼と国民による受容を育成するために、すべての利害関係者が関与し、先進国及び開発途上国がともに参加する政策対話が強化されなければならない。OECDの食品の安全性に関するアドホック・グループによる報告並びに新食品・飼料安全性に関するタスクフォース及びバイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会の作業は、このような方向に向けての有益な一歩である。我々は、OECD加盟国の閣僚が合意した更なる作業を歓迎する。我々は、OECDが、市民社会との関わり合いを維持するとともにOECD加盟国以外の国との間で食品の安全性の分野における作業の成果の共有に努めつつ、引き続き分析作業を行い、食品の安全性に関する国際的な政策対話において効果的な役割を果たし続けることに留意し、これに賛同する。OECDが比較優位を有する分野におけるOECDの作業は、他の国際機関、特にFAO(国際連合食糧農業機関)やWHO(世界保健機関)の活動を効果的に補完することとなる。我々は、また、FAO及びWHOに対し、科学に基づいて行う公の協議のプロセスを促進するために、食品安全規制当局の国際会合を定期的に関催することを奨励する。

2000年沖縄サミットG8コミュニケ

- この対話を遂行するにあたって、我々は、開発途上国のニーズ、機会及び制約に特に注意を払う。我々は、バイオテクノロジーの潜在能力を活用するための開発途上国のキャパシティ・ビルディングに対する支援の強化に努めるとともに、世界的な食糧安全保障、健康、栄養学及び環境に関する課題への取り組みに関するもの並びに開発途上国の個別の条件に適應したものを含む、技術に関する研究開発並びにデータ及び情報の共有を奨励する。
- 共有された科学的理解に下支えされた、市民社会の代表者を含むすべての利害関係者との開かれた透明性の高い協議及びこれらすべての利害関係者の関与は、信頼性のある食品及び農作物の安全システムの主要な構成要素である。我々は、最近のOECDエンジンバラ会議において提示された独立の国際的なパネルを設立するとの提案に留意する。この会議の成功を踏まえて、我々は、国際機関及び科学関係学術団体を含む関心を有する団体と協議しつつ、バイオテクノロジー並びに食品及び農作物の安全性のその他の側面に関するコンセンサスを形成する世界的なプロセスに入手可能な最高の科学的知識を統合する方法を探求する。

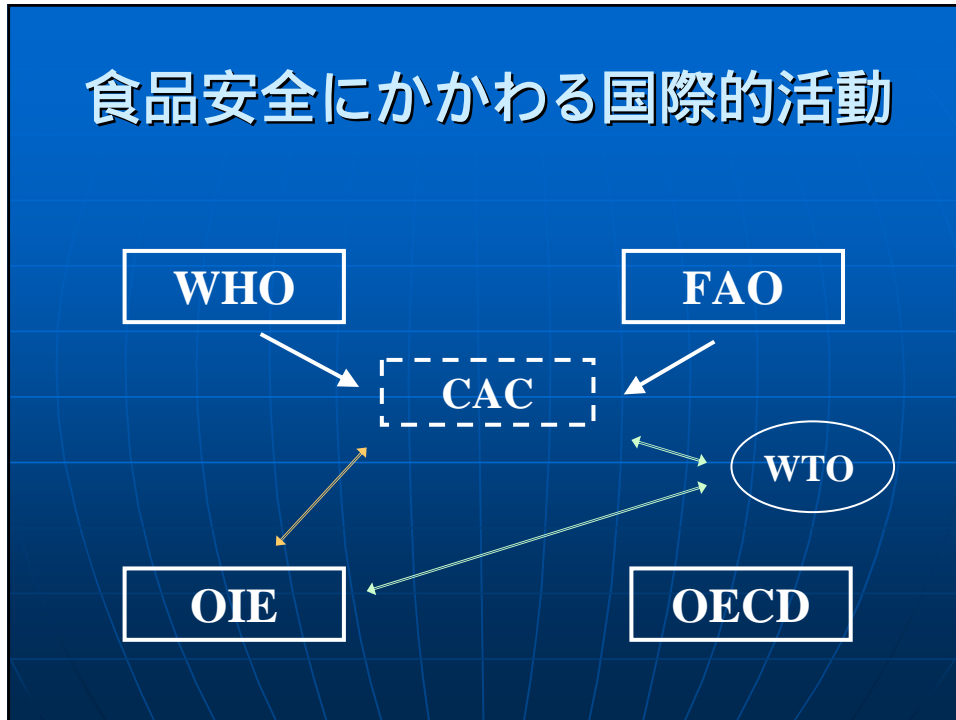
食品安全にかかわる国際的活動

- 多国間政府組織
 - 世界保健機関(WHO)
 - 国連食糧農業機関(FAO)
 - 経済協力開発機構(OECD)
 - 国際獣疫事務局(OIE)

 - FAO/WHO合同食品規格委員会(CAC)

 - IAEA, OIV etc.

食品安全にかかわる国際的活動



FAO/WHO合同食品規格委員会

- 政府間組織 (独立の国際機関ではない)
- 加盟
 - 174ヶ国
 - 1 地域経済統合組織
- 設置目的:
 - 消費者の健康保護
 - 食品貿易における公正取引の確保

FAO/WHO合同食品規格委員会

■ やること

- 国際食品規格(基準、ガイドライン等)の採択
- 国際食品規格の使用状況に関する情報交換

■ やらないこと

- 国際食品規格の施行
- 加盟国間紛争の仲裁
- 危険評価の実施
- 食品危機発生時の緊急対策(含 情報交換)
- 発展途上国への技術援助

食品安全にかかわる国際的活動

■ 多国間非政府政府組織の数例

- 国際標準化機構(ISO)
 - ISO/TC 34 と ISO22000 series
- AOAC International
- Consumers International (CI)
- International Cooperative Alliance (ICA)
- International Dairy Federation (IDF/FIL)
- Industry Council for Development (ICD)
- International Commission on Microbiological Specifications for Foods (ICMSF)

FAO/WHO合同食品規格委員会

CACの会合(意思決定の場)

メンバー(加盟国)

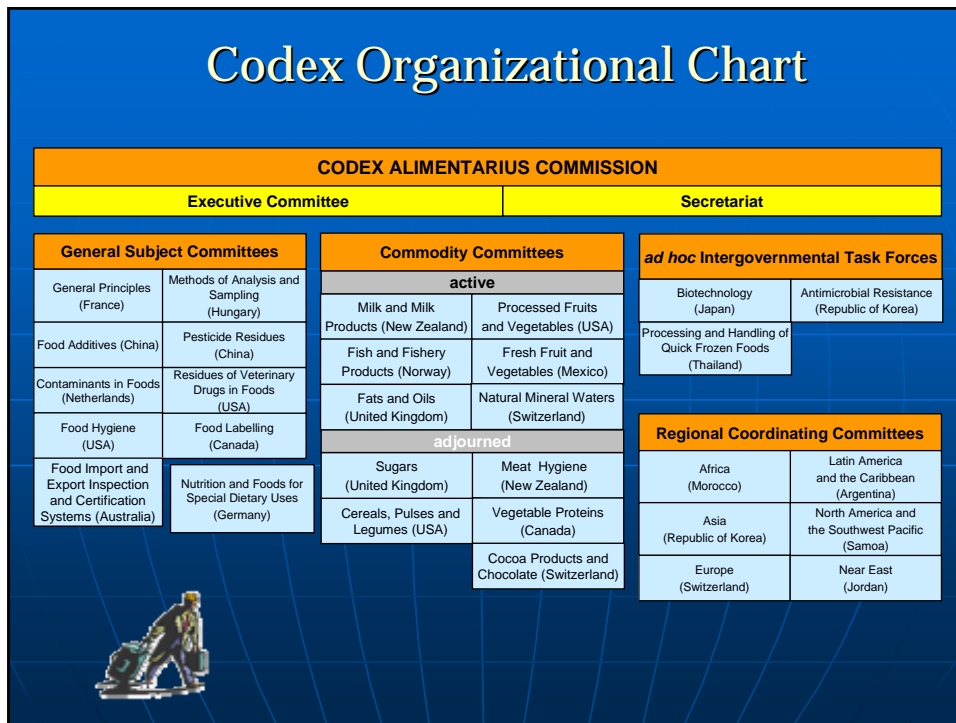
オブザーバー(企業、消費者、研究機関、政府機関)

世界中の人々やさまざまな組織

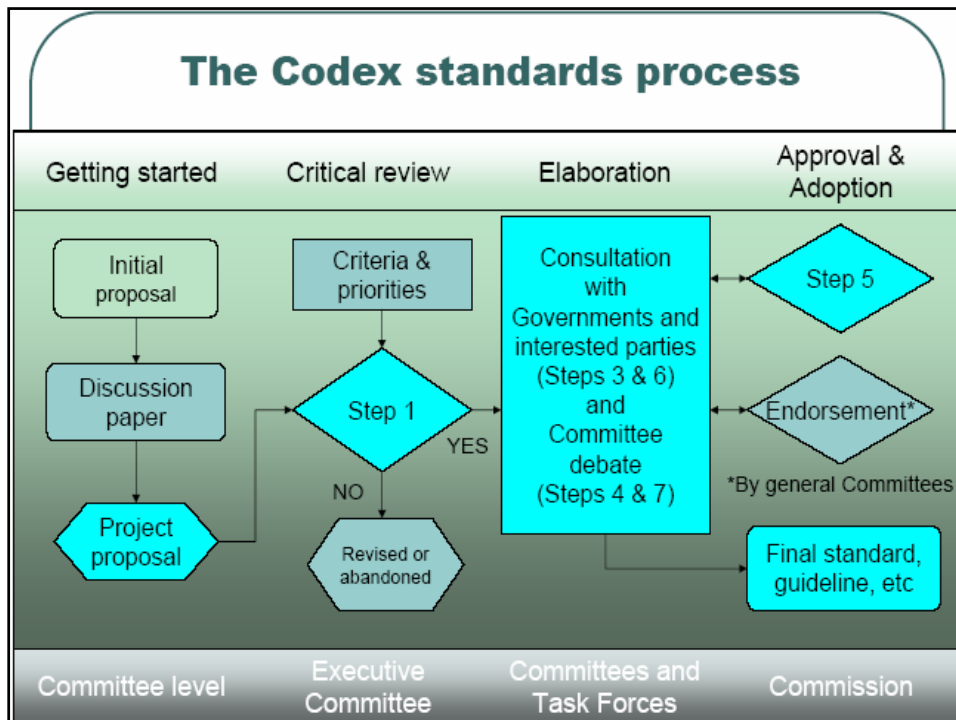


<http://www.fao.org/webcast/>

Codex Organizational Chart



The Codex standards process



Codex Scorecard - as of July 2006 -



Commodity standards – 186	Food additives provisions – 1112, covering 292 food additives
Commodity related texts – 46	Food additives related texts – 7
Food Labelling – 9	Maximum limits for pesticide residues – 2 930, covering 218 pesticides
Food Hygiene – 5	Maximum limits for veterinary drugs in foods – 441, covering 49 veterinary drugs
Food safety risk assessment – 3	Regional Guidelines – 3
Sampling and analysis – 15	
Inspection and certification procedures – 8	
Animal food production – 6	
Contaminants in food (maximum levels, detection and prevention) – 12	

FAO/WHO合同食品規格委員会

■ 成功の原因は？

- 加盟国のオーナーシップ
 - 加盟国の主体性に任された運営
 - コンセンサスを基調とする意思決定
- 高い透明性
 - 議事録や作業文書がすべて公開
 - 157に及ぶ非政府オブザーバー
- 明確な規格策定手続き
 - 8段階方式

FAO/WHO合同食品規格委員会

■ 今後の方向は？

- 危険分析手法の更なる徹底と浸透
- 新たな食品安全問題への対応
 - 新興病原微生物(ウイルスを含む)
 - 生物毒素(biotoxins)
 - 抗菌剤耐性
 - Risk Benefit Analysis (水銀、ビタミン等)
- 個別基準から総合基準への転換

FAO/WHO合同食品規格委員会

■ 克服すべき困難

- 発展途上国の参加促進
 - 信託基金(Codex Trust Fund)
 - 技術協力(二国間、多国間)
- 規格策定交渉の迅速な妥結
 - 対立軸の多極化
 - 地域ブロック化の影響

FAO/WHO合同食品規格委員会

■ 克服すべき困難 (つづき)

- 戦略的・効率的運営
 - 執行委員会の役割 (Executive Committee)
- 財政問題
 - 食品規格委員会 (FAO 82% : WHO 18 %)
 - FAO/WHOによる危険評価 (GIFSA)
- FAO/WHOを含む諸国際機関との関係
 - 協調、分業、干渉
- 企業基準との関係 (private standards)

2. 各国政府の責務と活動

- 食品安全行政の組織構築
 - Single Agency *versus* Multiple Agencies
- 食糧自給率との関係
 - 同等性の認定 (Equivalence)
 - 製品検査から製造過程認証へのシフト
- 国民の求めるもの (正しい期待と誤った期待)
 - 安全と安心の取り違えによる真の被害者は誰か

3.各国政府の国際的活動への関与

- 危険評価のためのデータ提供
 - 研究の振興と研究者への対価(毒性、疫学、残留濃度、等)
 - 個別の問題(マイナー作物、古い農薬、等)
- 持続的継続的参加
 - 専門家の養成
 - 行政官の定期人事異動
 - 国際交渉能力(言語、交渉技量、顔つなぎ)
- 省庁横断的かつ官民合同の国家戦略は？

3.各国政府の国際的活動への関与

- 危険評価のためのデータ提供
 - 研究の振興と研究者への対価(毒性、疫学、残留濃度、等)
 - 個別の問題(マイナー作物、古い農薬、等)
- 持続的継続的参加
 - 専門家の養成
 - 行政官の定期人事異動
 - 国際交渉能力(言語、交渉技量、顔つなぎ)
- 省庁横断的かつ官民合同の国家戦略は？

危険評価の情報源:

- Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA)
- Joint FAO/WHO Meetings on Pesticide Residues (JMPR)
- Joint FAO/WHO Expert Meeting on Microbiological Risk Assessment (JEMRA)
- etc

Joint FAO/WHO Food Standards
Programme

Viale delle Terme di Caracalla

00153 Rome Italy

codex@fao.org

<http://www.codexalimentarius.net>

tel: +39 (06) 57051

fax: +39 (06) 5705.4593